

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com



地裁(立川支部)結審陳述

最終準備書面要旨のまとめ

弁護団団長 関島 保雄

1 第2次新横田基地公害訴訟の結審を迎えるにあたり、弁護団を代表して、早期結審に向けて努力された裁判所に感謝を申し上げるとともに、裁判所が、期待される司法の役割を果たし、被害の救済と被害の根源である騒音を無くす判決を下されることを強く望むものであります。

アメリカの例ではありますが、トランプ大統領のイスラム圏7か国からの入国を一時禁止する大統領令に対し、アメリカの連邦裁判所は、大統領令の効力の一時停止を命じる仮処分を発令しました。裁判所は大統領令がイスラム教徒に対する宗教差別であり違憲であるとして、大統領令を止めたのです。

まさに司法がアメリカの憲法を護ったのです。

行政が横暴に国民の人権や憲法を無視する場合には、憲法で保障された人権を護るのが司法の最大の役割です。

横田基地の米軍機の騒音に対する行政の対応も、憲法で保障した人権を侵害し、国としての独立を放棄した対応をしてきました。今こそ司法の出番です。裁判所こそが横暴な行政から国民の人権を護り法律を守る役割を果たすことが求められています。

2 横田基地の騒音被害は第1回の提訴以来約40年が

経過していますがほとんど変わっていません。

今回の訴訟では、WECPNL70地域の原告も受忍限度を超える騒音であるとして原告に加わっています。差し止め請求に関しても家族の団らん、睡眠の確保の為に午後7時から翌朝7時まで求めています。家族が静穏な環境で夕食と家族の団らんを過ごし安心して眠れる環境を確保することを求めるのは基本的な人権としての当然の要求です。

横田基地での米軍機の騒音に関しては、WECPNL75以上の騒音は受忍限度を超える違法な騒音であるということは、既に過去の最高裁判所の判決や東京高等裁判所の判決で確定しています。これは横田基地だけでなく全国の米軍及び自衛隊基地の騒音に関する裁判で違法性が確定しています。

第1次新横田基地公害訴訟の東京高裁判決は、被害救済を放置してきた国に対し、「横田基地の騒音についても、最高裁判所において、受忍限度を超えて違法である旨の判断が示されて久しいにもかかわらず、騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て、異常の事態で、立法府は、 (2ページに続く)

適切な国防の維持の観点からも、怠慢の誹りを免れない。」と国の姿勢を厳しく断罪しました。

横田基地周辺のWECPNL75以上の地域に住む住民は、騒音地域に住むという事実だけで本来は訴訟を提起しなくても損害賠償金が支払われてしかるべきなのです。

ところが、被告国は、裁判所の判決で違法と認定されても違法な米軍機の騒音を放置してきたばかりか、航空自衛隊航空総隊司令部を移駐させ、米軍によるオスプレイの配備、落下傘の降下訓練など横田基地の機能強化を唯々諾々と受け容れ、騒音状況を悪化させています。

横田基地周辺の被害住民は、今回の訴訟で3回目の訴訟を提起して被害救済を求めるしかなかったのです。まさに法治国家としては異常な事態が続いています。

3 このような異常な事態が続く原因の一つには、司法が十分その機能を果たしてこなかったことがあります。裁判所は、米軍機の飛行差し止め請求に対しては、日本政府には米軍機の飛行に対する規制権限が無いとの理由で請求を棄却し、将来の損害賠償請求に対しても将来の被害状況が変化する可能性が

あるとの理由で却下してきたからです。

賠償金に関しても過去の横田基地公害訴訟の判決は十分な賠償額を認めてきませんでした。しかし、近年、騒音公害は単なる感覚公害ではなく、健康被害を伴うものであることがWHOなどヨーロッパを中心とした研究によって明らかになり、最近の基地を巡る裁判における賠償金の基準金額の引き上げに結びついています。昨年11月の普天間基地騒音訴訟に続き今年2月23日の第三次嘉手納爆音訴訟の判決で、那覇地方裁判所沖縄支部は約2万人の原告に総額301億円の賠償請求を認めました。横田基地の過去の裁判の賠償金額基準の2倍を超える賠償金を認めたこととなります。しかも判決で、違法な被害が漫然と放置されていると国の対応を批判しています。

しかし、違法な被害が漫然と放置されている状態を無くすためには、裁判所には、賠償金額を引き上げるのは当然であります。それだけでなく、騒音の原因である米軍機及び自衛隊機の飛行差し止め請求と将来の賠償請求を認めることで司法の役割を果たすことを強く求めるものであります。

以上

被告国は～騒音は減っている、睡眠妨害は無い、防音工事をしている、横田は公共性・公益性が高い～と陳述

3月1日の最後の口頭弁論期日において、被告国も意見陳述をしました。

被告国の意見の要点は以下の4点であり、個々に説明します。

1 騒音等の状況は過去と異なっている

被告国は、朝鮮戦争、ベトナム戦争当時とは異なり、横田基地は戦闘基地としての機能としての機能を失い、空輸中継基地としての機能を持つに至り飛来する航空機の種類が代わったことを主張しました。

また、夜間の離発着陸訓練が行われなくなったこと、さらに騒音状況が改善しているとの調査結果が出たことを主張しました。

ただ、実際は、飛来する航空機の種別にかかわらず、いまだ夜間に至るまでの騒音被害は継続しており、また、今後オスプレイの配備を考えると住民の苦痛は増えることはあっても減ることはありません。

2 共通損害としての睡眠妨害がない

また被告国は、睡眠妨害は、原因やその程度に差があり、航空機騒音との関連性がない、航空機の騒音は

一瞬かつ騒音間に間があり、睡眠に対する影響が限定的だと主張し、騒音被害を原因とする睡眠妨害は認められないと主張しました。

しかし、基地周辺ではWHO等ガイドライン値を超える騒音被害が発生していること、多くの原告らが睡眠妨害を訴えていることは明らかであり、被告の主張には理由がありません。

3 周辺対策によって騒音被害が軽減している

さらに国は、様々な周辺対策を実施し、中でも住宅防音工事、移転措置、学校等の防音工事の助成、テレビ受信料等の助成や交付金の助成をしていると主張しました。

しかし、直接騒音被害を軽減しないものはそもそも周辺対策として意味がない上、防音工事についても一日中防音工事をされた室内では生活できない以上、原告らの被害軽減に役立ってはならず、やはり被告の主張には理由がありません。

4 横田基地には高度の公共性、公益性がある

最後に被告国は、国の平和と安全は、国民の最大の
(3ページへ続く)

(2ページから続く)

利益であり、自衛隊だけではその実現は困難である。安保条約に基づき、日本と極東の平和と安全の維持のためにアメリカに基地を提供することは高度の公共性、公益性があり、横田基地周辺住民の騒音に対する受忍限度も相当高く設定されるべきだと主張しました。ただ、これはありもしない日本極東の平和を脅かすものへ備えるために周辺住民はその騒音を我慢しろと要求するものであり、不当と言うほかありません。

5 被告国は、自らの主張について時間をかけて主

張しながら、我々の航空機差止及び将来請求については、最高裁判例で認められていないからと主張するだけで、全く取り合おうとしません。

被告国の態度は、訴訟開始当初から変わらず傲慢そのものであり、決して許すことはできません。

第1審の審理は終わり判決を待つのみですが、我々の戦いはまだまだ続きます。横田基地の飛行差止が認められるまで運動も含めて盛り上げていきましょう。

【弁護団 杉野 公彦 弁護士】



昭島市在住 堀さん

成隣小での飛行騒音による授業妨害は忘れられません。授業には集中できる静かな時間が必須です。授業中に飛行機が来ると子どもたちの重ねてきた思考やイメージはばらばらになって元にもどすのは大変です。子どもの学習権が侵害され

ていると毎日悔しい思いでした。

夕方、玉川上水沿いをウォーキングしていると旋回訓練が始まり長時間、騒音に囲まれます。私の心臓病のせい心臓の動きが狂いだし胸苦しくなります。これは低周波音のせいではないか、医学的に解明してほしいと願っています。

私は最初の裁判から参加しています。判決では騒音が受忍限度を超えると云いながら40年以上も続いています。騒音の現実益々ひどくなっています。今年はオスプレイまでが来るそうです。

最近、北朝鮮は在日米軍基地を標的にすると云っています。基地に隣接する街に住む私たちは、一層不安が拡大するばかりです。



瑞穂町在住 石坂さん

今回の裁判にあたり、意見陳述をお引き受けさせていただきましたが、私にとってその役目は非常に重いプレッシャーとなり、裁判前夜は一睡もできませんでした。

ただ当日は、法廷の証言台の前で素直に自分の被害感情を吐露するのみと覚悟を決めて臨みました。けれども、想像をはるかに超えた緊張で、ほほの筋肉は引きつり、声も震えてしまいました。これまで理解出来ていなかった第三者行為論、さらにもう一度、日米安保条約や法治国家という意味を調べています。

私たち原告のみならず、これからの日本を担う子どもたちにも安全で安心して生活できる毎日が確保できるように声を上げ続けなければ行けないと、改めて感じています。

今回、結審での意見陳述という貴重な機会をいただきましたこととお礼申し上げます。ありがとうございました。

切実な被害を訴えた代表原告のみなさん



八王子市在住 立石さん

今回『代表原告』としての意見陳述をする大役を仰せつかり、吉田弁護士先生の助けをお借りし、傍聴席の多数のみなさんの温かいまなざしの中、無事済ませることができました。

まず、騒音被害の特殊性(飛行回数が減ったとか平均値(Lden)が低くなったことなどは問題点をひまかすことでしかないこと)として、米軍横田基地に飛来する軍用機の騒音はその突発性と大騒音にあることを孫との生活の中での体験から示しました。次に、「騒音自動測定器」を自分たちで持った意義(騒音判断は『行政』だけが取り仕切るものか)として、『裁

判』では国側より「最近の」データでの話がでない中、私たちは騒音被害の記録とその解析を持っていることを論じ、更にこのデータを使っての対八王子市との「騒音問題での対話」を続けていることを例に挙げ、いままで幾度も裁判で「改善すべき騒音」と認定しながら、被告の国側は何の手も打たないできている現状を打破するには、今回の東京都知事のように横田司令官と直接交渉するという方策を示し、それへの後押しをする『判決』を求め、と強く要請しました。最後に私個人としては、報告集会で述べたように被告の『第三者行為論』を反論したかったのですが、時間的な問題から「法治国家の正義」との言葉のみでの訴えで終わったのが残念でした。

嘉手納・厚木・小松・岩国からの応援弁論

我々の結審の法廷には、全国で行われている基地訴訟の弁護団から弁護士も多く法廷に駆けつけていただき、その中で嘉手納基地、厚木基地、小松基地、岩国基地の4基地の弁護団からそれぞれの弁護団を代表して、弁護士が応援弁論をしていただきました。

嘉手納基地爆音訴訟弁護団からは、全国空港弁護団連絡会の事務局長でもある神谷誠人弁護士が、つい先日の2月23日に下された判決を踏まえて弁論してくださいました。同判決は、賠償月額を過去の水準の2倍に増額し、高血圧症発症リスクの上昇といった健康被害を原告らの共通損害として認めたため、神谷弁護士は、裁判所が深刻な騒音被害が広範囲に及んでいることを認め、また住民に生じている違法な被害が漫然と放置されていると国の不作為と怠慢を強く批判したことについて一定の評価を述べました。しかし一方で、最高裁判所になって、深刻な被害の予防・除去を求める司法の途を閉ざしたことを強く非難しました。

厚木基地爆音訴訟弁護団からは、北村亮典弁護士が昨年12月8日に出された最高裁判所の判決を厳しく非難する弁論をしていただきました。厚木では、第一審では自衛隊機に限るものの一部飛行差止が認められ、東京高裁の第二審では、さらに期限付きではあるものの将来に対する損害賠償請求が認められるなど、かなりの前進を勝ち取っておりました。それが現地に一度も行かない裁判官によって、切り捨てられてしまったのです。北村弁護士は、司法の存在意義を放棄したかのような最高裁判所に対する厚木の原告団・弁護団の怒りを込められていたと思います。

小松基地爆音訴訟弁護団からは、川本樹弁護士が戦闘機騒音が住民に対する健康被害を生じさせていることが明らかだとし、抜本的解決を求める弁論をしていただきました。小松では、我々より早い2008年に提訴しておりますが、現在も第一審で審理をしております。これは、小松では基地周辺住民を対象とした健康被害調査を何度も行い、健康被害の立証に力を入れて



いるためです。我々の訴訟でも小松基地における健康被害調査の結果などを証拠として提出しており、協力いただいております。

岩国基地爆音訴訟弁護団からは、足立修一弁護士が、特にオスプレイに絞って、弁論をしていただきました。ご存知の通り、横田基地でも本年後半にオスプレイが3機、その後も7機合計10機のオスプレイが岩国基地を経由して配備されることになっております。皆様もニュース等でオスプレイが危険なものであり、各地で反対運動がなされていることは知っていると思いますが、足立弁護士は、危険なだけでなく、オスプレイから生じる低周波が高レベルであり、心循環器系への影響や睡眠妨害、めまいなどを発症させることを強く危惧する内容を述べられました。

このように各地の弁護団からは、それぞれの基地の特性はあれども、騒音が単なる精神的被害に留まらず、健康被害をもたらすこと、そしてそれを回避するのは司法、つまり裁判所の役割であり、その英断を今回の我々の訴訟の判決を出す裁判官たちに希望する旨、述べられました。
【弁護団 河津 良亮 弁護士】



—— 最終弁論をおえて ——

継続は力 勝利判決をめざし 揺るぎない団結で粘り強く進もう！

原告団団長 大野 芳一

最初の訴訟から41年、3回目となる第2次新横田基地公害訴訟は提訴から4年、3月1日に結審いたしました。

3人の原告の意見陳述に始まり、全国の騒音訴訟弁護団から4名の先生がそれぞれ陳述、メインとなる第2次訴訟の最終準備書面の要旨を当弁護団の先生7名が陳述、最後に弁護団長がまとめの陳述で締め括りました。

その後、横田基地公害訴訟では異例となる国側の代理人による陳述が行われ、4年間にわたる弁論の終止符が打たれ、あとは判決を待つのみとなりました。

一昨年から各地の騒音訴訟の結審、判決が続 き、前進面と同時に厳しい側面が見られ、第2次新横田訴訟にとって訴訟環境が良いとは言えません。

とりわけ、第四次厚木基地爆音訴訟では、地裁・高裁で認められた自衛隊機の飛行差し止めを最高裁が取り消し、棄却。また、損害賠償の「将来請求」も同様の判決をされ、司法が本来の人権を守る役目を放棄し、抑圧の道具に化したとも言える状況です。



他方、前進面としては、横田基地公害訴訟（最初の裁判）で確定した損害賠償額が長年（17年間）据え置かれてきましたが、第1次普天間爆音訴訟で増額となり、以降、厚木、岩国、第2次普天間、嘉手納基地爆音訴訟で賠償増額判決の流れが続いています。

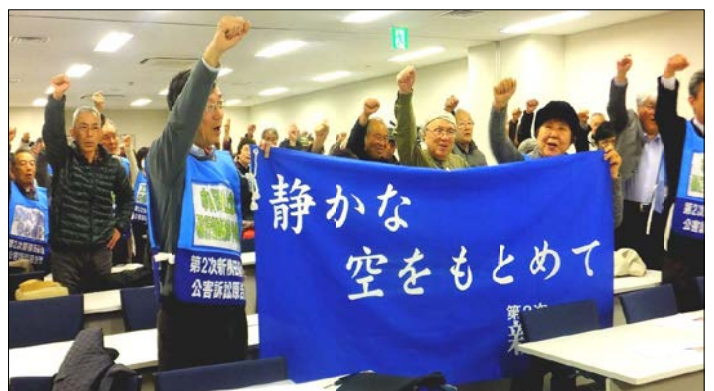
また飛行差し止めが最高裁で逆転敗訴とはなりましたが、厚木爆音訴訟では、軍事基地初の自衛隊機の飛行差し止め判決を実現するなど遅々たる歩みですが運動の成果を生んでいます。

第2次新横田訴訟は、年内判決という流れになりますが、訴訟環境の厳しさから判決の内容は予断を許しません。

良い側面、悪い側面の両方がありますが、いずれであっても原告・被告双方とも高裁へ控訴することは必至です。

勝利を手にするためには、粘り強く裁判を闘い抜くことです。

「継続は力なり」の言葉どおり一致団結し、全国の仲間と連帯し共同して頑張りましょう。



結審後の報告集会では原告団・弁護団の「団結ガンパロー」の音が会場に響きわたった。

第三次嘉手納爆音訴訟地裁判決

対米訴訟は門前払い、 飛行差し止め・将来請求は認められず、 賠償金だけが高額に

75W:7,000	80W:13,000
85W:19,000	90W:25,000
95W:35,000	(単位:円/月)

平成29年2月23日午前10時、沖縄地方裁判所沖縄支部において、嘉手納基地爆音訴訟の判決があり、弁護団を代表して行ってきました。

判決前に事前集会在裁判所近くで行われましたが、300人を超す方が現地にこられ、また多くのマスコミが裁判所に集まっており、感心の高さを感じました。

実はこの日の2週間前に、対米訴訟といい、嘉手納基地を利用しているのは米軍だということで、アメリカ合衆国を相手とする訴訟の判決が言い渡されており、結果は不適法却下というものでした。却下というのは、審理もしない、というものです（今回は訴状すら被告のアメリカ合衆国に送達されておりません）。理由は、外国軍隊の駐留受入国は、受け入れた外国軍隊の活動やこれに関する事項について主権免除を与える国際慣習法が確立しているというものでした。つまりアメリカの軍用機が騒音をまき散らしても、「アメリカに止めてくれ、とは言えませんよ、」ということです。

そうなると、被害を受けている原告は、日本政府に何とかしてくれ、というしかないのですが、今回の判決でも裁判所は飛行差し止めについて、第三者行為論、簡単に言うと第三者であるアメリカがしていることに国が止めろとは言えない、という理屈で退けました。直近の厚木基地の最高裁判決の存在から予想できたところではありますが、これではどんなに爆音があっても差し止めが認められない、という法治国家にあるまじき事態であり、司法が役割を放棄したと言わざるを得ないと感じました。

将来の損害賠償請求、つまり騒音がある程度なくなるまで賠償金を支払ってもらうことも厚

木の最高裁と同じく、却下されてしまいました。飛行差し止めが認められなくても、将来の損害賠償請求が認められれば、何度も繰り返し訴訟を提起しなくても済むことになり、多少原告の方々にとっては負担が少なくなるのですが、裁判所は簡単に言うと将来どうなるか分からないし、被害を受けている人が訴訟を起こすことの負担はやむを得ないということで却下されてしまいました。

そんな希望があまり見えない中、賠償金額だけはこれまでよりかなり高額となり、原告が2万2000人以上いることもあって、総額が300億円を超える判決となりました。悪く言えばお金を増やすので我慢してくださいね、ということになりますが、当初この種の軍用機地における騒音被害を受けた住民らに認められてきた金額の2倍にまで達したのは、裁判所が飛行騒音の深刻さを少しは理解し、場合によっては健康被害も生じていること、それにも関わらず国が放置していることを非難しているからこそです（実際、判決にもそのような文言が含まれておりました）。国が原告らに支払う金額は国民の貴重な税金なので、これからはこんなに高い賠償金を取られるなら、もう少し静かにしてもらおうようアメリカに働きかけないとな、というように行政に働きかけることも考えられます。

せっかく厚木で前進しても最高裁でまた後退するなど、なかなか静かな空を勝ち取る闘いは一気には進みませんが、それでも少しずつは進んでいることが賠償額の高さから感じ取ることができました。

【弁護団 河津 良亮 弁護士】

2万2千人超の原告団 嘉手納爆音訴訟判決は地元でも期待の声

嘉手納爆音訴訟地裁判決、支援行動に参加しました。

2月23日(木)那覇地方裁判所沖縄支部で、嘉手納爆音訴訟の判決が下されました。この判決日に合わせて、前日から同じ沖縄の普天間・山口県の岩国・石川県の小松・神奈川県厚木の各原告団と、横田基地の騒音公害と闘う、私たち第2次新横田基地公害訴訟原告団と、第9次横田基地公害訴訟原告団の代表が沖縄市に集まりました。

嘉手納の原告団は、原告総数が2万2千人を超える大所帯です。当日も嘉手納基地周辺から300人を超える原告が駆けつけてきました。裁判所隣の大きな自動車修理工場経営者のご好意で、その敷地内で事前集会や報告集会が行われています。そうした集会には県選出の国会議員も来て挨拶をします。今回は照屋寛徳さんが来て挨拶をしました。照屋さんは嘉手納爆音訴訟団の原告でもあるそうです。

今回で4度目の沖縄ですが、全て裁判の支援傍聴です。今回感じたことは、飲食店の方やタクシーの運転手さんなどの反応です。よく「観光ですか?」と聞かれます。「いや、これこれの裁判の支援傍聴です」と答えると、「そうですかご苦労様です。頑張ってください!」とお世辞拔きの率直な返事が返ってくることです。残念ながら私たちの裁判は、そこまで認知度や支援の声は高くはないと思いました。

今回も飛行差し止めは却下されました。嘉手納の皆さんの悔しい思いは良く伝わってきました。でも損害賠償では、前回の訴訟では切り捨てられた地域の被害が認定されて賠償が認められました。全体の金額も大きく増額されました。これらは大きな前進面であったと思います。これからも連帯を強化して、基地による公害や被害の軽減に向けて頑張りましょう。

【原告団事務局長 清水 幸一】

横田基地 CV-22オスプレイ配備 最長3年延期だが、施設建設計画 着々と進む

昨年12月、防衛省(北関東防衛局)はCV-22オスプレイの配備に関し、横田基地周辺自治体に対し、施設建設に関する情報提供を口頭で行いました。

それによると、

- (1) 飛行場駐機場の建設が、2018(平成30)年2月から2020(平成32)年9月
- (2) 格納庫/AMU(航空機整備ユニット)の建設が、2018(平成30)年11月から2021(平成33年)7月
- (3) 飛行隊施設及び倉庫の建設が、2018(平成30)年10月から2021(平成33)年9月
- (4) シミュレーター施設の建設が、2018(平成30)年11月から2021(平成33)年7月までそれぞれ予定されています。

被告国は、裁判において、航空機騒音は減り、それによる被害も減っていることを盛んに主張しました。

しかし実際のところ、横田基地がオスプレイを迎え入れる準備は着々と進み、オスプレイがやってくることによって生じる騒音は周辺住民にこれまで以上の騒音被害をもたらすこととなります。

我々は裁判による飛行差し止めだけでなく、運動によってもこの動きを牽制していく必要があるでしょう。

【弁護団 杉野 公彦 弁護士】

「なくせ公害・守ろう地球環境」国民署名に大きく取り組み 6/7の政府交渉と決起集会(ニッショーホール)へ参加しよう!

来る6月7日(水)～8日(木)の二日間、第42回全国公害被害者総行動が取り組まれます。これまで私たち第2次新横田原告団も、構



公害の根絶めざして 国民署名を集めよう!

原告のみなさん、およびご近所、親戚、知人、友人の方々からご協力いただきますようお願いいたします。
返信用封筒に入れて原告団事務所にお送りください。

成メンバーの一員として参加してきました。

3月1日(水)には結審法廷を終え、いよいよ判決を迎えることとなります。昨年は普天間・厚木、今年に入り嘉手納が判決となりました。いずれも飛行差し止めはなりませんでしたが、損害賠償では着実な前進を勝ち取れたと思います。こうした中、第2次新横田訴訟の地裁判決が大きな注目を集めることになるのは必定です。

こうした情勢のもとで行われる、総行動の成功の是非は、かつて無く大きな意味を持てきます。原告の皆さんと弁護団の皆さんには、今から日程を確保して、総行動に参加されることを呼びかけます。取り分け6月7日(水)は、昼間は防衛・外務・環境各省との交渉が持たれ、夜には『ニッショーホール』で集会が持たれます。

当面は総行動の署名に協力いただくとともに、7日の省庁交渉と集会に参加されることを心から訴えるものです。

【事務局長 清水 幸一】

特殊作戦機 GV22

オスプレイ横田配備中止を! 第2回 6団体共同宣伝行動

2回目となるオスプレイ横田配備反対連絡会(6団体)共同行動が3月4日、立川・曙橋交差点で行われ、署名が52人分がよせられました。

第3回目の署名・宣伝行動は4月1日(土)午後1時～2時 立川駅北口サンデッキで行います。多数ご参加ください。

原告団活動日誌

- 2/21 原告団ニュース第33号発行、発送作業
- 2/22 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議
- 2/23 第三次嘉手納爆音訴訟地裁判決支援行動
- 2/24 原告団ニュース編集会議
- 3/1 第18回口頭弁論傍聴、報告集会、交流会
- 3/2 オスプレイ横田配備反対連絡会会議
- 3/4 「オスプレイ横田配備・飛来反対」署名・宣伝行動(立川 曙橋交差点)
- 3/10 公害被害者総行動第2回実行委員会出席
- 3/13 定例事務局会議
- 3/14 原告団ニュース編集会議
- 3/15 第49回原告団会議
- 3/16 オスプレイ横田配備反対連絡会として防衛省交渉, 署名15, 000人分提出
- 3/20 福島原発現地調査に参加
- 3/21 福島原発生業訴訟結審連帯行動に参加
- 3/22 昭島支部会議
- 3/23 八王子・日野支部 八王子市交渉

お花見

署名行動のあとは、
さくらを愛でながら、
判決を迎える英気を
たくわえましょう。

署名場所から徒歩で昭和記念公園へいきます